

大治町住宅用地球温暖化対策設備設置補助金交付要綱

(趣旨)

第1条 大治町住宅用地球温暖化対策設備設置補助金（以下「補助金」という。）は、地球温暖化防止対策に取り組む事業の一環として、環境にやさしいエネルギーの利用を積極的に支援するため、住宅用地球温暖化対策設備（以下「設備」という。）を設置する者に対し、予算の範囲内において交付するものとし、その交付に関しては、大治町補助金等交付規則（平成9年大治町規則第6号。以下「規則」という。）に定めるもののほか、この要綱の定めるところによる。

(定義)

第2条 この要綱において、補助金の交付対象設備とその概要は以下のとおりとし、補助の要件は別表第1に掲げるものとする。

(1) 住宅用太陽光発電施設

太陽電池を利用して電気を発生させるための設備及びこれに付属する設備であつて、設置された住宅において電気が消費され、連系された低圧配電線に余剰の電力が逆流されるもの

(2) 家庭用エネルギー管理システム（HEMS）

家庭での電力使用量等を自動で実測し、エネルギーの「見える化」を図るとともに、機器の電力使用量などを調整する制御機能を有するもの

(3) 家庭用燃料電池コージェネレーションシステム

燃料電池ユニット及び貯湯ユニット等から構成され、都市ガス、LPガス等から燃料となる水素を取り出して空気中の酸素と反応させて発電し、発電時の排熱を給湯等に利用できるもの

(4) 定置用リチウムイオン蓄電システム

リチウムイオン蓄電部（リチウムイオンの酸化及び還元で電氣的にエネルギーを供給する蓄電池をいう。）及びインバータ等の電力変換装置を備え、再生可能エネルギーにより発電した電力又は夜間電力を繰り返し蓄え、停電時や電力需要ピーク時等に、必要に応じて電気を活用することができるもの

(補助対象者)

第3条 補助金の交付を受けることができる者は、次の各号に掲げる要件のいずれかを満たした者とする。

(1) 自ら居住し、又は居住を予定する町内の住宅（店舗、事務所との併用住宅を含む。）に新たに補助対象設備を設置する者

(2) 町内において自ら居住するために補助対象設備付き新築住宅（以下「建売住宅」という。）を購入する者

2 申請年度内に設備の運用を開始することができる者

3 各補助対象設備に対する補助金の交付は、1世帯につき1回限りとする。

(補助対象経費)

第4条 補助金の交付対象となる経費（以下「補助対象経費」という。）は、設備の設置に要する費用とする。

(補助金の額)

第5条 補助金の額は、別表2のとおりとする。

(交付の申請)

第6条 規則第3条の規定により補助金の交付を受けようとする者（以下「補助事業者」という。）は、設備に係る設置工事を着手する前に、大治町住宅用地球温暖化対策設備設置補助金交付申請書（様式第1号）に次に掲げる書類を添付し、町長に提出するものとする。

(1) 補助対象設備に係る経費が明記されている工事請負契約書又は売買契約書の写し

(2) 補助対象設備を設置しようとする住宅の位置図

(3) 補助対象設備設置予定場所の工事着手前の現況が確認できるカラー写真
ただし、建売住宅の場合は、補助対象設備設置場所の住宅全景のカラー写真及び次に挙げるカラー写真とする。

ア 住宅用太陽光発電設備においては、設置した太陽電池モジュールすべてが確認できるもの

イ 家庭用燃料電池コージェネレーションシステムにおいては、補助対象設備本体と本体に貼付されている燃料電池ユニット及び貯湯ユニットの型式と製造番号が確認できるもの

ウ 定置用リチウムイオン蓄電システムにおいては、補助対象設備本体と本体に貼付されている型式と製造番号が確認できるもの

エ 家庭用エネルギー管理システムにおいては、補助対象設備の本体と端末モニターが確認できるもの

(4) 建売住宅の場合は建築確認済証の写し

(5) その他町長が必要と認める書類

2 町長は、補助金交付申請の受付を先着順に行うものとする。

3 町長は、補助金交付申請に係る補助金の合計額が予算の範囲内を超えると認められるときは、前項の規定にかかわらず、申請の受付を停止することができる。

(交付の決定)

第7条 町長は、規則第4条の規定により補助金の申請があり、その内容を審査し、適当と認めるときは、速やかに大治町住宅用地球温暖化対策設備設置補助金交付決定通知書(様式第2号)により、補助事業者へ通知するものとする。

2 補助事業者は、前項の交付決定通知書に記載の補助金交付決定日以降に設備の設置工事を着手することが、又は建売住宅の場合は、補助対象設備が設置された建物の引渡しを受けることができる。

3 町長は、必要があると認めるときは、交付決定に関し条件を付すことができる。

(計画の変更等)

第8条 補助事業者は、交付決定通知を受けた後、設備の設置を中止しようとするとき又は設備の設置計画の変更を行うときは、大治町住宅用地球温暖化対策設備設置補助金計画変更・中止承認申請書(様式第3号)を町長へ提出し、その承認を受けなければならない。

2 町長は、前項の承認をしたときは、大治町住宅用地球温暖化対策設備設置補助金計画変更承認通知書(様式第4号)により、補助事業者へ通知するものとする。

3 町長は、必要があると認めるときは、前項の承認に関し条件を付すことができる。

(実績報告)

第9条 規則第10条の規定により補助事業者は、システムの設置工事が完了した日から起算して30日を経過した日又は当該年度の3月10日(その日が本町の休日に当たる場合は、その日以後において最も近い本町の休日でない日)のいずれか早い日までに、大治町住宅用地球温暖化対策設備設置補助金実績報告書(様式第5号)に次に掲げる書類を添付して町長へ提出しなければならない。

(1) 補助対象設備の設置費に係る内訳書及び領収書の写し

(2) 申請者が当該住宅に居住していることを示す住民票の写し(発行後3ヶ月以内のもの)

(3) システムの設置状況が分かるカラー写真。ただし、建売住宅で交付申請時に上記のカラー写真を提出している場合は除く。

(4) 住宅用太陽光発電施設においては、電力会社との電力受給契約を証明する書類の写し

(5) 家庭用燃料電池コージェネレーションシステムにおいては、以下のとおりとする。

ア 補助対象設備の保証書の写し（補助対象者の氏名、保証の開始日が記載されたもの）

イ 補助対象設備本体と本体に貼付されている燃料電池ユニット及び貯湯ユニットの型式と製造番号が確認できるカラー写真。ただし、建売住宅で交付申請時に上記のカラー写真を提出している場合は除く。

（６）定置用リチウムイオン蓄電システムにおいては、以下のとおりとする。

ア 補助対象設備の保証書又は出荷証明書の写し（補助対象者の氏名、保証の開始日が記載されたもの）

イ 補助対象設備本体と本体に貼付されている型式と製造番号が確認できるカラー写真。ただし、建売住宅で交付申請時に上記のカラー写真を提出している場合は除く。

（７）家庭用エネルギー管理システムにおいては、以下のとおりとする。

ア 補助対象設備の保証書又は出荷証明書の写し（補助対象者の氏名、型式と製造番号、保証の開始日が記載されたもの）

イ 補助対象設備本体と端末モニターが確認できるカラー写真。ただし、建売住宅で交付申請時に上記のカラー写真を提出している場合は除く。

（８）その他町長が必要と認める書類

２ 前項の完了日とは、次に掲げる日のうちで、いずれか遅い日とする。

（１）補助対象設備の保証書に記載される保証の開始日（ただし、住宅用太陽光発電設備の場合は、電力会社の発行する「発電設備の系統連系に関するお知らせ」等の電力受給契約を証明する書類に記載される系統連系の開始日とする。）

（２）補助対象設備の設置工事に係る支払いが完了した日
（補助金の額の確定）

第 10 条 町長は、規則第 11 条の規定により実績報告があり、その内容を審査し、適当と認める場合には、大治町住宅用地球温暖化対策設備設置補助金交付額確定通知書（様式第 6 号）を補助事業者へ通知するものとする。

（補助金の交付）

第 11 条 補助事業者は、前条の通知を受領したときは、大治町住宅用地球温暖化対策設備設置補助金交付請求書（様式第 7 号）を町長に提出しなければならない。

２ 町長は、前項の補助金交付請求書を受領したときは、速やかに補助金を交付するものとする。

（処分の承認）

第 12 条 規則第 16 条の規定により補助事業者は、減価償却資産の耐用年数等

に関する省令（昭和40年大蔵省令第15号）に定める耐用年数の期間内において、当該システムを処分しようとするときは、あらかじめ大治町住宅用地球温暖化対策設備処分承認申請書（様式第8号）を町長に提出し、その承認を受けなければならない。ただし、天災地変その他自らの責に帰すことのない理由により当該システムが毀損し、又は滅失した場合はこの限りでない。

（補助金交付決定の取消し）

第13条 町長は、規則第13条の規定により補助事業者が次の各号のいずれかに該当すると認めたときは、補助金の交付の決定の全部又は一部を取り消すことができる。

（1）不正の手段により補助金の交付を受けたとき。

（2）補助金交付の条件に違反したとき。

（3）前条の規定により当該システムを処分したとき。

（補助金の返還）

第14条 町長は、規則第13条の規定により補助金の交付の決定を取り消した場合は、補助事業者に対し、交付した補助金の返還を命ずることができる。

（加算金及び遅延利息）

第15条 補助事業者は、前条の規定により補助金の返還を命じられたときは、規則第15条に定める加算金及び遅延利息を町に納付しなければならない。

（協力）

第16条 町長は、補助事業者に対して、必要に応じてシステムに関するデータの提供やその他の協力を求めることができる。

（雑則）

第17条 この要綱に定めるもののほか必要な事項は、町長が定める。

附 則

（施行期日）

1 この告示は、令和2年4月1日から施行する。

（大治町住宅用太陽光発電システム設置費補助金交付要綱の廃止）

2 大治町住宅用太陽光発電システム設置費補助金交付要綱（平成24年告示第18号）は、廃止する。

（大治町住宅用太陽光発電システム設置費補助金交付要綱の廃止に伴う経過措置）

3 この告示の施行の際現に前項の規定による廃止前の大治町住宅用太陽光発電システム設置費補助金交付要綱の規定によりなされた手続きその他の行為に関しては、この告示の施行後も、なおその効力を有する。

附 則

この要綱は、令和3年10月1日から施行する。

別表第1（第2条関係）

設備	要件
共通	<p>(1) 未使用品であること。</p> <p>(2) 愛知県が実施する愛知県住宅用地球温暖化対策設備導入促進費補助金の対象要件を満たすものであること。</p>
住宅用太陽光発電施設	<p>(1) 家庭用エネルギー管理システム及び定置用リチウムイオン蓄電システムを同時に設置するものであること。</p> <p>(2) 住宅（店舗との併用住宅を含む。）の屋根等への設置に適した低圧配電線と逆潮流有りで接続し、かつ、太陽電池の最大出力（対象システムを構成する太陽電池モジュールの公称最大出力の合計値（単位はキロワットとし、小数点以下第2位未満を切り捨てて算出する。）とする。）が10キロワット未満であること。ただし、増設の場合は、既設分を含めて10キロワット未満であること。</p> <p>(3) 電力会社と電力受給契約を締結していること。</p>
家庭用エネルギー管理システム（HEMS）	<p>住宅用太陽光発電システム及び定置用リチウムイオン蓄電システムを同時に設置するものであること。</p>

別表第 2（第 5 条関係）

	設備の種類	補助金の額
組合せによる補助	住宅用太陽光発電施設 家庭用エネルギー管理システム（HEMS） 定置用リチウムイオン蓄電システム	定額 60,000 円とする。
単独補助	家庭用燃料電池コージェネレーションシステム	定額 30,000 円とする。
	定置用リチウムイオン蓄電システム	定額 30,000 円とする。 ただし、他補助対象設備と同時に申請する場合は、組合せによる補助を優先する。